

三田市・神戸市
消防指令業務の共同運用に関する基本構想（案）

令和4年10月
三田市消防本部

目次

| | |
|-----------------------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 第1部 消防指令業務の共同運用の背景・基本方針 | |
| 1 国・県の動き | 2 |
| 2 消防指令業務の共同運用についての基本的な方針 | 2 |
| 第2部 消防指令業務の共同運用の概要 | |
| 1 共同運用の内容 | 4 |
| 2 共同運用の方法 | 4 |
| 3 共同運用に伴う機器等の整備計画 | 4 |
| 4 共同運用に係る費用の見通しと分担方法 | 4 |
| 第3部 両市間の協議 | 5 |
| 第4部 今後のスケジュール | 5 |
| 【参考資料】 三田市消防本部・神戸市消防局の現状比較 | 6 |

はじめに

消防は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか災害等による傷病者の搬送を適切に行うことが任務となる。

近年、災害や事故の多様化・大規模化、都市構造の複雑化、市民ニーズの高度化・多様化など消防を取り巻く環境が変化している。しかし、そのような中であっても消防は市民の期待に応えるべく、「消防力の維持・強化」に努めなければならない。

また、各市管轄人口の減少が予測され、財政面での制約がさらに厳しくなる状況に対応するため、様々なスケールメリットを活用して、消防体制の充実強化を図る必要があるとされている。

このような中、119番通報を受信する消防指令・情報システムの令和9年度更新を契機に、消防サービス向上をめざし、三田市消防本部と神戸市消防局は消防指令業務の共同運用について検討を開始した。

第1部 消防指令業務の共同運用の背景・基本方針

1 国・県の動き

(1) 消防の連携・協力の推進

総務省消防庁（以下「国」という。）は、平成29年4月1日付けで「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を定め、地域の実情に応じて、消防の連携・協力を推進することが必要であるとした。その中で、具体例として示された消防指令業務の共同運用については、令和3年1月25日付け「消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について」が発出され、消防指令センターの更新時期に留意しつつ、可能な限り、共同運用の実現を追求することが市町村に求められた。また、高機能消防指令センターを共同運用することにより、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができることに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれるとされている。

(2) 兵庫県内の消防の連携・協力の現状

兵庫県においても、平成19年9月以降、兵庫県消防広域化推進計画が定められ、高機能消防指令センターの共同運用等、事務の一部について連携・協力を推進することが必要と述べられている。

《兵庫県内で消防指令業務を共同化している消防本部》

尼崎市消防局・伊丹市消防局（協議会方式）

宝塚市消防本部・川西市消防本部・猪名川町消防本部（協議会方式）

2 消防指令業務の共同運用についての基本的な方針

消防指令業務の共同運用により、災害情報を一元管理することで、消防サービスの充実及び行財政面での効果を実現する。

(1) 消防サービスの充実

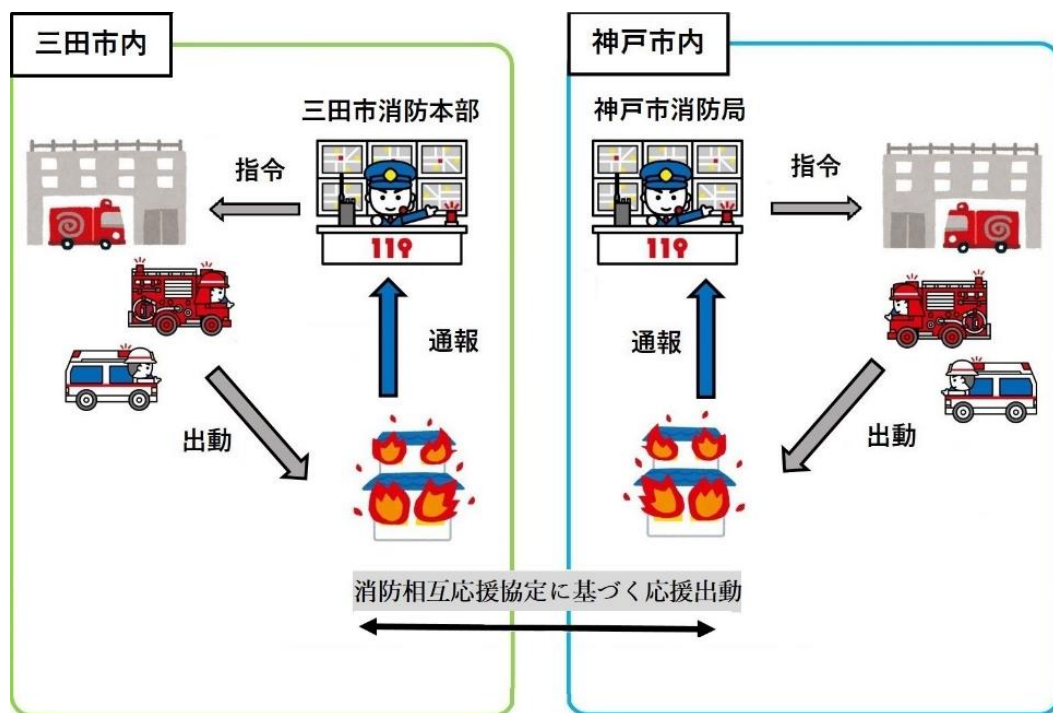
三田市と神戸市は隣接しているため、消防指令業務の共同運用（情報管理の一元化）により、神戸市・三田市消防相互応援協定書（隣接応援協定）に基づく迅速な応援出動が可能になり、三田市及び神戸市の北神地域の消防サービスが充実する。

(2) 行財政面の効果

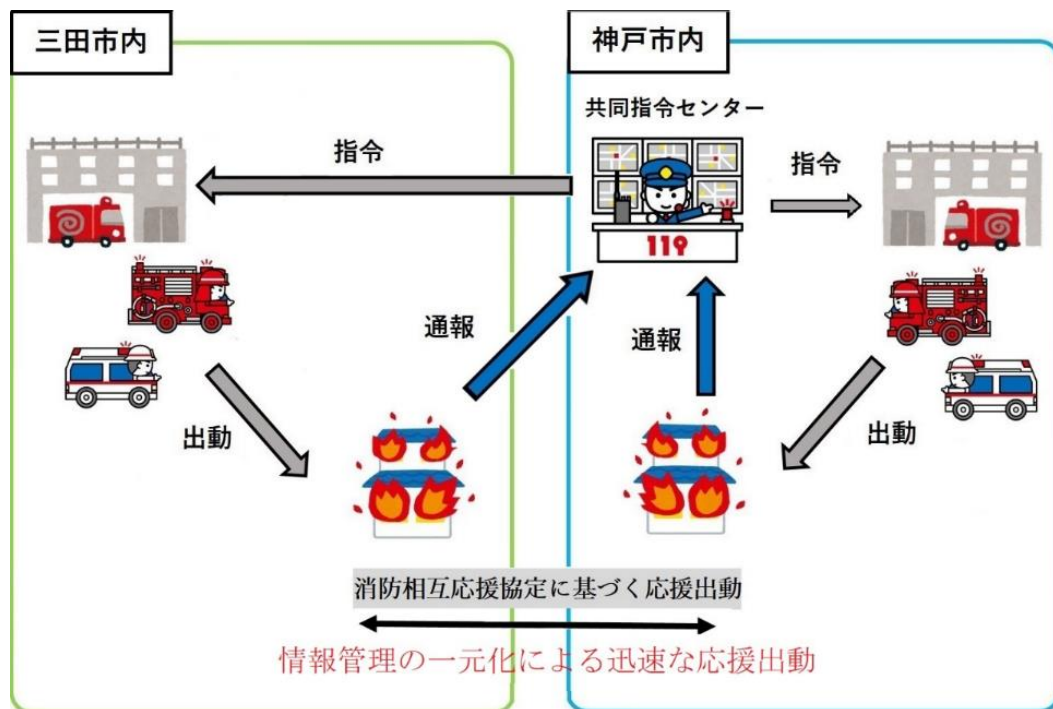
消防指令システムを各市で単独整備する場合と比較して、施設整備や運用に係るコストの全体的な軽減が見込まれる。なお、消防指令業務の共同運用は、国が進める消防の連携・協力推進施策に沿った取組みであるため、国の有利な財政措置の活用が期待できる。

《消防指令業務の共同運用イメージ》

○現行の体制（各市で消防指令業務を運用）



○共同運用開始後の体制（消防指令業務を共同運用（消防救急デジタル無線及び署活系無線の整備並びに保守管理業務を除く））



第2部 消防指令業務の共同運用の概要

1 共同運用の内容

(1) 消防指令業務

消防指令業務は、神戸市消防局（危機管理センター）内に設置する共同指令センターにおいて、次のとおり運用する。

- ① 三田市・神戸市域で発生する災害事案に関する 119 番通報等を一括受信する。
- ② 受信した災害事案について、各市域の管轄消防署等への出動指令を行う。
- ③ 消防署等及び消防車両等との無線交信を行う。

(2) 出動体制

これまで同様、各市域の管轄消防車等が出動する。

市域を越えて出動する場合には、消防相互応援協定に基づき対応する。

2 共同運用の方法

地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、三田市が神戸市に消防指令業務を委託する事務委託方式とする。

3 共同運用に伴う機器等の整備計画

(1) 消防指令・情報システム

令和 9 年度の共同指令センターの運用開始に向けて、新たに構築する。

(2) 消防救急デジタル無線

指令業務に必要な無線設備として、共同指令センターから三田市消防本部の基地局を使用し無線送受信ができるよう、消防指令・情報システムと無線システムの間にインターフェースを設け、音声等のやり取りを可能にする。

4 共同運用に係る費用の見通しと分担方法

(1) 構築等に係る初期経費

共同指令センターの運用を開始するために必要となる、消防指令・情報システムの構築等に係る初期経費は、三田市及び神戸市それぞれが費用負担する。

(2) 運用経費

共同指令センターの運用に必要な経費は、委託料として三田市から神戸市に支払うものとする。

ア 委託料の内訳

- ①人件費
- ②管理費
- ③システム等保守運用・維持管理経費

- ④庁舎管理・施設使用費
- ⑤ネットワーク回線・通信経費
- ⑥その他の費用

イ 委託料の算定

委託料は運用に係る経費を各項目について各市負担割合に基づき算定する。

第3部 両市間の協議

両市の間で協議書締結後に設置する共同指令業務運用準備委員会及び共同指令センター稼働後の共同指令運用委員会において、消防指令業務の委託事務に係る経費の負担並びに委託事務の適正な管理及び執行に関する事項について協議を行う。

第4部 今後のスケジュール

| | |
|---------|-----------------------------|
| 令和4年10月 | 共同運用に関する基本構想（案）のパブリックコメント |
| 令和4年11月 | 2市間協議書に関する議案の上程 |
| 令和4年12月 | 2市間協議書に関する議案の審議 2市間協議書締結 |
| 令和5年度 | 消防指令・情報システムの仕様書作成 |
| 令和6～8年度 | 業者選定、構想作業（システム、庁舎等）、仮運用 |
| 令和9年度 | 運用開始 |

【参考資料】 三田市消防本部・神戸市消防局の現状比較

| 項目 | 三田市消防本部 | 神戸市消防局 |
|------------------------|---------|-----------|
| 面積 (K m ²) | 210.32 | 557.03 |
| 人口 (人) | 109,072 | 1,510,704 |
| 世帯数 (世帯) | 46,915 | 766,237 |
| 消防職員数 (人) | 115 | 1,596 |
| 火災件数 (件) | 32 | 347 |
| 救急件数 (件) | 3,913 | 82,552 |
| 救助件数 (件) | 153 | 2,386 |
| 119番通報件数 (件) | 5,628 | 118,902 |

※ 面積は各市ホームページから抜粋

※ 人口、世帯数は令和4年3月31日時点住民基本台帳から抜粋

※ 消防職員数は令和4年4月1日時点

※ 火災・救急・救助・119番通報件数は令和3年中統計情報から抜粋